

令和5年度

瑞穂市自治会連合会総会

令和5年4月19日（水） 午後1時30分～
ココロかさなるCCNセンター サンシャインホール

議案

- 第1号 令和4年度
瑞穂市自治会連合会 事業報告及び会計決算報告
瑞穂市自治活動傷害給付事業 事業報告及び会計決算報告について
－ 1 －
- 第2号 瑞穂市自治会連合会役員を選任について
－ 8 －
- 第3号 令和5年度
瑞穂市自治会連合会 事業計画及び会計予算
瑞穂市自治活動傷害給付事業 会計予算について
－ 11 －

議案第1号

令和4年度瑞穂市自治会連合会事業報告

月 日	事業名	内 容
4月13日	第1回 自治会連合会 役員会	協議事項 ・自治会連合会役員選出 ・令和4年度瑞穂市自治会連合会 事業計画（案）及び会計予算（案） ・瑞穂市自治活動傷害給付事業会計予算（案）について ・その他
4月20日	自治会連合会 総 会	議案事項 ・令和3年度瑞穂市自治会連合会 事業報告・及び会計決算報告・瑞穂市自治活動傷害給付事業 事業報告及び会計決算報告について ・令和4年度瑞穂市自治会連合会役員を選任について ・令和4年度瑞穂市自治会連合会 事業計画（案）及び会計予算（案）・瑞穂市自治活動傷害給付事業 会計予算（案）について
4月25日 （南校区） 4月25日 （牛牧校区） 4月27日 （穂積校区） 4月29日 （西校区） 5月6日 （中校区） 5月16日 （生津校区） 5月17日 （本田校区）	自治会長説明会	議題 ・瑞穂市自治会連合会及び校区連絡会等のスケジュールについて ・瑞穂市防災研修・防災訓練について ・瑞穂市自治会ハンドブックについて ・瑞穂市防災ハンドブックについて ・日本赤十字社社資（寄付金）募集について ・令和4年度敬老事業に係る名簿貸出しについて ・民生委員・児童委員の一斉改選について ・「瑞穂市緑の募金」運動の実施について ・瑞穂市かきりん振興券事業について ・令和4年度 瑞穂市市政方針説明会 【社会福祉協議会からのお知らせ】 ・社会福祉協議会の事業計画について ・社会福祉協議会会費の納入及び共同募金への協力について ・社会福祉協議会の出前講座について ・「支え合いのまちづくり」出張説明会について ・ふれあい・いきいきサロンについて ・くつろぎカフェについて ・地域包括支援センター出張相談所 ・認知症勉強会（認知症サポーター養成講座）について ・福祉作業所製品カタログについて

5月12日	第2回 自治会連合会 役員会	協議事項 ・校区自治会連合会について ・今後の事業計画について ・審議会等委員について
6月27日	岐阜県 自治連絡協議会 常任理事会 (岐阜市)	議案事項 ・令和3年度岐阜県自治連絡協議会事業報告及び収入支出決算について ・令和4年度岐阜県自治連絡協議会事業計画及び収入支出予算(案)について ・令和5年度各種事業の開催地について ・令和4年度岐阜県自治連絡協議会役員を選出について
7月27日	岐阜県 自治連絡協議会 総会 (恵那市)	議案事項 ・令和3年度岐阜県自治連絡協議会事業報告及び収入支出決算について ・令和4年度岐阜県自治連絡協議会事業計画及び収入支出予算(案)について ・令和5年度各種事業の開催地について ・令和4年度岐阜県自治連絡協議会役員を選出について
8月18日	第3回 自治会連合会 役員会	協議事項 ・各小学校区自治会連合会の状況について ・今後の自治会連合会事業について ・「自治会施設(公民館)についての調査」へのご協力について ・単位自治会の状況及び自治会カルテについて ・令和5年度瑞穂市コミュニティ助成事業等補助金の活用について ・防災について ・ゴミステーションの補助に対する要望について ・牛牧第1保育所の民営化について ・ご近所たすけあいボランティア講座について
	校区連絡会	8月18日 南校区 8月19日 中校区 8月22日 生津校区 8月24日 穂積校区 8月24日 本田校区 8月25日 牛牧校区 8月26日 西校区

11月9日	第4回 自治会連合会 役員会	<p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各小学校区自治会連合会の状況について ・瑞穂市自治会連合会事業報告会について ・令和4年度 自治会活動推進事業交付金実施報告書等の提出について ・令和5年度 自治会長等の選出及び報告について ・令和5年度 消防団員の推薦について ・令和5年度 瑞穂市自治会連合会総会等について ・市制20周年記念事業「市民モルック大会」の開催にむけて ・にこにこ運動教室の開催について ・瑞穂市社会福祉協議会福祉協力員の推薦について ・令和4年度瑞穂市社会福祉大会の開催について
	校区連絡会	<p>11月10日 南校区 11月11日 西校区 11月14日 生津校区 11月15日 穂積校区 11月16日 本田校区 11月17日 牛牧校区 11月18日 中校区</p>
11月18日	岐阜県 自治連絡協議会 研修会 (羽島市)	<p>研修内容 「支え合い・ふれあいを土台とした防災活動」 講師：岐阜大学地域減災防災研究センター 村岡 治道氏</p>
12月17日	自治会連合会 事業報告会	<p>事例発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区社協の設立について（牛牧地区社会福祉協議会） ・コロナ禍における各自治会等の取組について (市民協働安全課) <p>研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「町内会長日記 ～コロナ時代の共助を考える～」 講師：中日新聞社社会部 記者 鈴木 龍司氏
2月8日	自治会連合会 役員会	<p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校区自治会連合会について ・令和4年度瑞穂市自治会連合会事業報告会アンケートまとめについて ・令和5年度瑞穂市自治会連合会総会及びスケジュールについて ・令和4年度瑞穂市自治会連合会事業報告（見込）・会計決算報告（見込）について ・令和4年度瑞穂市自治活動傷害給付事業 事業報告（見込）・会計決算報告（見込）について ・令和4年度瑞穂市自治会連合会 事業計画（案）について ・令和4年度瑞穂市社会福祉協議会へのご協力について（お礼）

		<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい・いきいきサロンについて ・校区活動委員会組織に係る市の体制について ・提出物の確認について
	校区連絡会	2月9日 南校区 2月13日 生津校区 2月15日 本田校区 2月15日 穂積校区 2月16日 牛牧校区 2月17日 西校区 2月17日 中校区

令和4年度 瑞穂市自治会連合会会計決算報告

収入の部

科 目	A 予算額 (円)	B 決算額 (円)	比 較 (B-A)	摘 要
1 繰越金	0	0	0	
2 市補助金	2,192,000	2,192,000	0	令和4年度市補助金
3 諸収入	1,000	9	△991	預金利息 9円
合 計	2,193,000	2,192,009	△991	

支出の部

科 目	C 予算額 (円)	D 決算額 (円)	比 較 (C-D)	摘 要
1 事業費	2,183,000	1,320,744	862,256	
1 会議・研修費	988,000	146,724	841,276	市自治会連合会 県自治連総会費 2,000円 研修費 49,280円 事業報告会費 93,244円 消耗品 2,200円
2 啓発費	50,000	44,020	5,980	県自治連絡協議会負担金 36,980円 加入促進費 7,040円
3 慶弔費	20,000	5,000	15,000	お見舞い(1件) 5,000円
4 繰出金	1,125,000	1,125,000	0	自治活動傷害給付事業繰出金 50円×22,500世帯 1,125,000円
2 予備費	10,000	0	10,000	
合 計	2,193,000	1,320,744	872,256	

収入総額 2, 1 9 2, 0 0 9円

支出総額 1, 3 2 0, 7 4 4円

残額 8 7 1, 2 6 5円

※残額871,265円については、瑞穂市自治会連合会総会にて承認後、市へ返還します。

令和4年度瑞穂市自治会連合会会計決算について報告します。

令和5年4月19日提出

瑞穂市自治会連合会 会長 加藤 裕 貞

令和4年度 瑞穂市自治活動傷害給付事業報告

事故発生日	傷 害 状 況	審 査 日	給付額(円)
R4 4月17日	顔面挫創(通院)	専決	16,100
R4 4月17日	頭部打撲・頭部挫創(通院)	専決	10,100
合 計		26,200円	

令和4年度 瑞穂市自治活動傷害給付事業会計決算報告

収入の部

科 目	A 予算額 (円)	B 決算額 (円)	比 較 (B-A)	摘 要
1 繰越金	40,498,000	40,498,434	434	繰越金 (定期預金 20,000,000円 普通預金 20,498,434円)
2 繰入金	1,125,000	1,125,000	0	市自治会連合会より
3 諸収入	5,000	519	△4,481	普通預金利息 179円 定期預金利息 340円
合 計	41,628,000	41,623,953	△4,047	

支出の部

科 目	C 予算額 (円)	D 決算額 (円)	比 較 (C-D)	摘 要
1 事業費	165,000	164,120	880	賠償責任保険料
	1,125,000	28,070	1,096,930	給付金 26,200円 手数料 1,870円
2 予備費	40,338,000	0	40,338,000	予備費
合 計	41,628,000	192,190	41,435,810	

収入総額 41,623,953円

支出総額 192,190円

差引残額 41,431,763円

〔 内訳 10,000,000円大垣共立銀行定期預金
10,000,000円ぎふ農業協同組合定期預金
21,431,763円大垣共立銀行普通預金 〕

令和4年度瑞穂市自治活動傷害給付事業会計決算について報告します。

令和5年4月19日提出

瑞穂市自治会連合会会長 加藤 裕 貞

監 査 報 告

令和4年度瑞穂市自治会連合会会計及び令和4年度瑞穂市自治活動傷害給付事業会計の執行状況について、4月7日慎重かつ詳細に監査を実施した結果、証拠書類並びに関係帳簿は適正に処理され、正確であることを認めましたのでここに報告します。

瑞穂市自治会連合会

会 長 加藤 裕貞 様

令和5年4月7日

監 事 森 和 美 ⑩

監 事 脇 若 芳 一 ⑩

※署名及び印影の複製防止のため、原本は事務局で保管しております。

瑞穂市自治会連合会役員を選任

令和5年度

(敬称略)

校区	校区代表	役職名	氏名	自治会名等	自治会名
生津			たかみ じゅん 高見 順	馬場東	馬場西・馬場東・上生津西・上生津東・下生津・西川原
	○	副会長	まぶち かずひろ 馬淵 一弘	下生津	
本田	○		さかのうえ なおひさ 坂之上 尚久	本田校区自治 連合会	小橋・向島・松原・西町・畑中・仲町・東町・大門・仲西・仲東・仁井・本田団地第一・本田団地第二・本田団地第三・本田団地第四・本田団地第五・本田緑町・西只越・テラスノバ只越・桜町二丁目・東只越
			つじ まさあり 辻 正益	本田校区自治 連合会	
穂積			たなせ つとむ 棚瀬 勉	桜町一丁目	花塚西町・花塚中町・花塚東町・ビレッジハウス穂積・旭化成社宅・井場・テラスノバ穂積・桜町一丁目・別府公社住宅・駅前・別府西町・本町・別府北町・別府中町・別府南町・多利町・中原・西畑・上穂積・村中・前所・庄屋敷・中切・下穂積・新町・橋本・セザール穂積・柳一色
			ひろせ かずまさ 廣瀬 一昌	別府南町	
	○		さわだ まこと 澤田 誠	中切	
		会長	かとう ひろさだ 加藤 裕貞	柳一色	
牛牧	○	監事	もり かずみ 森 和美	牛牧校区自治会連 合会(牛牧友愛会)	十九条西・十九条中・十九条東・上牛牧・下牛牧・下畑・宝江・穂南・牛牧第一・牛牧第二・牛牧第三・野田第1・野田第2・野田第3・アポロタウン・野白新田北・野白新田南・祖父江・伯母塚
			わきた きみお 脇田 公雄	野田第2	
西	○		よねだ よういちろう 米田 洋一郎	宮田	座倉・一ツ木・居倉・森・田之上・新月・上唐栗・下唐栗・宮田・大月
			わかぞの まこと 若園 誠	下唐栗	
中	○	監事	すぎうら ただし 相浦 正	十七条	重里・美江寺・十七条・十八条
			くぜ しょうじ 久世 祥二	十八条	
南	○	副会長	にしの よういち 西野 陽一	中宮	古橋北・古橋南若宮・古橋南新町・巢南宿舎・横屋・中宮・呂久
			まぶち まさひろ 馬淵 政博	呂久	

令和5年度 瑞穂市自治会連合会名簿

(敬称略)

	校区名	自治会名	自治会長等名		校区名	自治会名	自治会長等名
1	生津	馬場西	鵜飼 浩仁	30	穂積	花塚西町	小倉 富久美
2		馬場東	高見 順	31		花塚中町	大橋 信夫
3		上生津西	井藤 勝彦	32		花塚東町	服部 良
4		上生津東	西口 均	33		ビレッジハウス穂積	廣瀬 愛子
5		下生津	馬淵 一弘	34		旭化成社宅	大原 誠
6		西川原	林 照知	35		井 場	横山 将史
7	本 田	小 橋	後藤 修	36		テラスノバ穂積	上田 幸子
8		向 島	廣瀬 克志	37		桜町一丁目	棚瀬 勉
9		松 原	柴田 直之	38		別府公社住宅	片岡 勝二
10		西 町	関谷 行正	39		駅 前	高井 良雄
11		畑 中	三浦 利夫	40		別府西町	広瀬 茂
12		仲 町	浅井 照幸	41		本 町	廣瀬 兼次郎
13		東 町	関谷 秀幸	42		別府北町	森永 和之
14		大 門	武藤 隆嗣	43		別府中町	小島 生範
15		仲 西	山本 直貴	44		別府南町	廣瀬 一昌
16		仲 東	川勝 充	45		多利町	澤崎 義郎
17		仁 井	北村 広司	46		中 原	加藤 正美
18		本田団地第一	森 治和	47		西 畑	太田 秀樹
19		本田団地第二	船坂 守人	48		上穂積	松野 安洋
20		本田団地第三	鳶木 裕二	49		村 中	光山 紀昭
21		本田団地第四	新田 祐三	50		前 所	森田 修司
22		本田団地第五	藤橋 勉	51		庄屋敷	松野 敏治
23		本田緑町	中川 龍二	52		中 切	澤田 誠
24		西只越	廣瀬 真	53		下穂積	松野 芳廣
25		テラスノバ只越	三谷 明弘	54		新 町	小塚 幸弘
26		桜町二丁目	廣瀬 満浩	55		橋 本	水野 良彦
27		東只越	児玉 英樹	56		セザール穂積	野田 寧宏
28		本田校区自治連合会役員 本田団地自治会連合会役員	坂之上 尚久	57	柳一色	加藤 裕貞	
29		本田校区自治連合会役員	辻 正益				

令和5年度瑞穂市自治会連合会事業計画

月	日	曜日	摘 要
4月	13日	木	第1回 自治会連合会 役員会
4月	19日	水	自治会連合会 総会・研修会
			自治会長説明会（各校区ごとに開催）
5月	10日	水	第2回 自治会連合会 役員会
6月	28日	水	岐阜県自治連絡協議会常任理事会（岐阜市） ※連合会長参加
6月～ 9月	未定		自治会長研修（内容未定）
7月	13日	木	岐阜県自治連絡協議会総会（美濃加茂市） ※正副会長参加
7月	30日	日	防災講演会
8月	16日	水	第3回 自治会連合会 役員会
			連絡会（各校区ごとに実施をお願いします）
9月～ 10月	未定		福祉活動サミット
10月	5日	木	中部自治連絡協議会総会 ※正副会長参加
11月	8日	水	第4回 自治会連合会 役員会
			連絡会（各校区ごとに実施をお願いします）
11月	10日	金	岐阜県自治連絡協議会研修大会（土岐市）※役員参加
12月～ 1月	未定		事業報告会（内容未定）
2月	7日	水	第5回 自治会連合会 役員会
			連絡会（各校区ごとに実施をお願いします）

令和5年度 瑞穂市自治会連合会会計予算

収入の部

単位：円

科 目	A 本年度予算額	B 前年度予算額	比較(A-B)	摘 要
市補助金	2,267,000	2,192,000	75,000	令和5年度市補助金
諸収入	1,000	1,000	0	預金利息
合 計	2,268,000	2,193,000	75,000	

支出の部

単位：円

科 目	C 本年度予算額	D 前年度予算額	比較(C-D)	摘 要	
事業費	会議・研修費	1,038,000	988,000	50,000	会議費・研修費・事業報告会
	啓発費	50,000	50,000	0	啓発費・県協議会負担金他
	慶弔費	20,000	20,000	0	慶弔費
	繰出金	1,150,000	1,125,000	25,000	自治活動傷害給付事業 繰出金(50円×23,000世帯)
予備費	10,000	10,000	0		
合 計	2,268,000	2,193,000	75,000		

科目に不足が生じた場合は、科目間で流用することができる。

令和5年度 瑞穂市自治活動傷害給付事業会計予算

収入の部

単位：円

科 目	A 本年度予算額	B 前年度予算額	比較(A-B)	摘 要
繰越金	41,431,763	40,498,000	933,763	繰越金
繰入金	1,150,000	1,125,000	25,000	令和5年度市自治会連合会より
諸収入	1,237	5,000	△3,763	預金利息
合 計	42,583,000	41,628,000	955,000	

支出の部

単位：円

科 目	C 本年度予算額	D 前年度予算額	比較(C-D)	摘 要
事業費	165,000	165,000	0	賠償責任保険料
	1,150,000	1,125,000	25,000	給付金
予備費	41,268,000	40,338,000	930,000	予備費
合 計	42,583,000	41,628,000	955,000	

科目に不足が生じた場合は、科目間で流用することができる。

瑞穂市自治会連合会規約

(名称)

第1条 本会は、瑞穂市自治会連合会と称する。

(組織)

第2条 本会は、瑞穂市内の自治会長及び各校区自治会連合会が推挙する者をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、住民福祉の向上を図るため、各校区自治会連合会及び自治会相互の連絡調整をはかり良好な地域社会の維持及び形成に資すると共に、市政への協力と民意の反映につとめ住みよいまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民生活の安全と福祉の増進に関すること
- (2) 行政事務に対する助言、協力に関すること
- (3) 各校区自治会連合会及び各自治会との連絡、協調に関すること
- (4) 研修会の開催
- (5) その他本会の目的達成に必要と認めること

(事務所)

第5条 本会の事務所は、瑞穂市役所に置く。

(役員を選任)

第6条 本会の役員は、16人以内とする。

2 役員は、各校区より選出し、総会において選任する。

(役職)

第7条 本会に、次の役職を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監事 2人

2 役職は、役員の間選により定める。

(職務)

第8条 会長は、この会を代表し会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 監事は、本会の業務及び会計の状況を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(職員)

第10条 本会に、次の職員を置く。

(1) 会計 1人

(2) 書記 1人

2 職員は、市役所職員のうちから会長が委嘱する。

3 会計は、会長の命を受け本会の会計事務に従事する。

4 書記は、会長の命を受け本会の事務に従事する。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、及び役員会とする。

(1) 総会は、年1回開催する。

(2) 臨時総会は、役員会が必要と認めたときに開催する。

(3) 役員会は、必要に応じ随時開催する。

2 会議は、会長が招集する。

(総会の議決事項)

第12条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 規約の制定又は変更

(2) 会費の額及び負担方法

(3) 事業計画及び収支予算の承認

(4) 事業報告及び収支決算の承認

(5) その他役員会において必要と認めた事項

(役員会の審議事項)

第13条 役員会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) その他会長が必要と認めた事項

(会議の運営)

第14条 会議の議長は、会長があたる。

2 会議は、半数以上の出席で成立し、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(経費)

第15条 本会の経費は、会費・補助金・交付金及びその他の収入をもって充てる。

(監査報告)

第16条 本会の会計は、年度終了後速やかに監査を受け、その結果を総会に報告しなければならない。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は役員会の決議を経て、会長がこれを行う。

附 則

この規約は、平成15年6月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月24日から施行する。

瑞穂市自治会連合会弔慰金見舞いに関する内規

(目的)

第1条 この内規は、瑞穂市自治会連合会会員の弔慰、見舞金について定めるものとする。

(会員)

第2条 瑞穂市自治会連合会規約第2条の自治会長及び各校区自治会連合会が推挙する者（以下「自治会長等」という。）を会員とする。

2 会員の資格は、自治会長等のある期間とする。

(弔慰金及び見舞金)

第3条 会員及び配偶者が死亡、疾病、負傷したときは、弔慰又は見舞いを行う。

2 会員及び配偶者が死亡したときは、弔慰金を給付する。

(1) 会員が死亡したとき 1万円

(2) 会員の配偶者が死亡したとき 5千円

3 会員が疾病、負傷したときは、見舞金を給付する。

(1) 疾病の程度が、10日以上入院及び療養 5千円

附 則

この内規は、平成15年12月8日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月24日から施行する。

瑞穂市自治活動傷害給付事業規約

(目的)

第1条 この事業は、自治会の自治活動精神に基づき互助制度を確立することにより、自治会及び瑞穂市まちづくり地域振興組織補助金交付要綱第2条に定める団体（以下「校区活動組織」という。）が主催する活動事業に参加した市内に住所を有する者（以下「参加者」という。）が、負傷若しくは死亡したとき、給付金等を支給し、その福祉の増進と自治振興を図ることを目的とする。

(事業組織)

第2条 この事業は、瑞穂市自治会連合会組織で運営する。

(事業名)

第3条 この事業は、瑞穂市自治活動傷害給付事業と称する。

(審査委員)

第4条 この事業に審査委員を置き、審査委員会を組織する。

2 審査委員は、瑞穂市自治会連合会役員をもってこれに充てる。

3 審査委員長は、自治会連合会会長が当たる。委員長に事故あるときは副会長より互選し、これに当たる。

(審査委員会)

第5条 審査委員会は委員長が招集する。

2 委員長は給付金の請求を受理してから1月以内に審査委員会を招集しなければならない。ただし、請求金額が10万円未満については委員長が専決することができ、10万円以上15万円未満については委員長及び自治会連合会副会長の協議により決定することができる。

3 前項ただし書きにより委員長が専決等したときは、次回の審査委員会にこれを報告するものとする。

4 審査委員会は、委員の過半数の出席により開会し、出席委員の過半数により決する。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

5 委員長は、請求内容に応じて申請者に必要事項を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は委員長が定める。

(会計)

第6条 この事業の会計は、瑞穂市自治活動傷害給付事業会計とし、事務局において行う。

(資金)

第7条 本事業の資金は、瑞穂市自治会連合会補助金により運営する。

(給付対象者)

第8条 参加者が第1条の活動事業に従事中又は参加中に、偶然な事故により負傷若しくは死亡した場合に、本人又はその家族に給付金を支給する。

(給付しない場合)

第9条 次に掲げる事由による場合は、給付しないものとする。

- (1) 参加者の故意によるもの
- (2) ガス中毒、及び細菌性食中毒
- (3) 参加者の自殺行為又は犯罪行為
- (4) 参加者の脳疾患、心疾患又は心神喪失
- (5) 参加者の妊娠、出産又は流産
- (6) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染による事故
- (7) 紛争、暴動等に随伴して生じた事故
- (8) 地震、水害等これらに随伴して生じた事故
- (9) 持病又はこれに類する疾病によるもの

(給付金)

第10条 給付金は1事故につき次の金額を限度とする。

- (1) 賠償責任保険金 1件 1億円

ただし、別に加算する自治会活動保険約款の定めによる。

- (2) 死亡給付金 1人 1千万円

ただし、明らかにその事故に起因し180日以内に死亡した場合。

- (3) 重度後遺障害給付金 1人 5百万円

ただし、その事故に起因し180日を超えてなお治療を要する時は、事故から181日目の医師の診断に基づき後遺障害の程度を決定し、別表1により給付する。

- (4) 入院給付金 1人1日につき5千円

ただし、事故の日から180日までを限度とする。

- (5) 通院給付金 1人1日につき3千円

ただし、事故の日から180日以内の通院日数90日を限度とする。

(傷害見舞金)

第11条 参加者の親族で市内に住所を有しない者に、自治会及び校区活動組織が行

事参加を依頼し、第1条の活動事業に参加中に負傷し、8日以上入院若しくは通院した場合に10万円以内において傷害見舞金を給付する。

(損害賠償の免責)

第12条 自治会及び校区活動組織は、この規定による給付を行った場合において同一の事由について、その価額の限度において民法又は国家賠償法による損害賠償の責めを免れる。

(手続事務等)

第13条 申請者は、事故発生後遅滞なく、傷害給付事業事故報告書(第1号様式)により自治会長又は校区活動組織の現認を得て連合会長に報告し、傷害の治療が完了したとき、又は死亡した時は傷害給付金請求書(第2号様式)に入院又は通院日数証明書を付して速やかに給付金を請求するものとする。

2 前項に規定する入院又は通院日数証明書の取得に係る実費について、申請者がその実費を証明する書類をもって連合会長に請求があった場合、その実費について支給することができる。

3 賠償責任保険にかかわる事故については、当該保険会社へ速やかに通知し、その約款によるものとする。

(会計監査)

第14条 本事業の会計監査は、自治会連合会監事をもって充てる。

(決算報告)

第15条 この事業の収支決算の報告は、瑞穂市自治会連合会の総会で行うものとする。

(その他)

第16条 この規約の改正及びこの規約に定めなきもの、又は予測しない災害、事故による給付については、瑞穂市自治会連合会役員会に諮り決定する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、公布の日から施行し、平成15年5月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規約の施行日の前日までに、合併前の穂積町町内会自治活動給付事業規約の規定によりなされた決定、手続きその他の行為は、この規約の相当規定により

なされた決定、手続きその他の行為とみなす。

附 則

この規約は、平成15年11月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月24日から施行し、同年4月1日より適用する。

附 則

この規約は、平成27年9月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月13日から施行する。

別表 1 後遺障害給付区分率表

(第 10 条関係)

1 目の障害	
① 両眼を失明したとき	100%
② 1眼が失明したとき	60%
③ 1眼の矯正視力が0.6以下となったとき	5%
④ 1眼の視野狭窄(正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう)となったとき	5%
2 耳の障害	
① 両耳の聴力を全く失ったとき	80%
② 1耳の聴力を全く失ったとき	30%
③ 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せないとき	5%
3 鼻の障害	
① 鼻の機能に著しい障害を残すとき	20%
4 咀嚼、言語の障害	
① 咀嚼又は言語の機能を全く廃したとき	100%
② 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すとき	35%
③ 咀嚼又は言語の機能に障害を残すとき	15%
④ 歯に5本以上の欠損を生じたとき	5%
5 外貌(顔面・頭部・頸部)の醜状	
① 外貌に著しい醜状を残すとき	15%
② 外貌の醜状(顔面においては直径2cmの癍痕、長さ3cmの線状痕程度)を残すとき	15%
6 脊柱の障害	
① 脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すとき	40%

②	脊柱に運動障害を残すとき	30%
③	脊柱に奇形を残すとき	15%
7	腕（手関節以上をいう）、脚（足関節以上をいう）の障害	
①	1腕又は1脚を失ったとき	60%
②	1腕又は1脚の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃したとき	50%
③	1腕又は1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき	35%
④	1腕又は1脚の機能に障害を残すとき	5%
8	手指の障害	
①	1手の拇指を指関節（指節間関節）以上で失ったとき	20%
②	1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき	15%
③	拇指以外の1指を第2指関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき	8%
④	拇指以外の1指の機能に著しい障害をのこすとき	5%
9	足指の障害	
①	1足の第1足指を趾関節（指節間関節）以上で失ったとき	10%
②	1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき	8%
③	第1足指以外の1足指を第2趾関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき	5%
④	第1足指以外の1足指の機能に著しい障害をのこすとき	3%
10	その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずる事ができないとき	100%

瑞穂市自治会自治活動傷害給付金請求書

瑞穂市自治会連合会

年 月 日

会 長

様

請求者住所

氏名

印

電話

下記の通り瑞穂市自治会自治活動傷害給付金を請求します。

活動事業名	
被災者氏名	生年月日 年 月 日 年齢 歳
負傷年月日	年 月 日 治癒年月日 年 月 日
傷害の程度及び障害の部位等	
入院日数	入院日数証明書添付（限度、事故発生日より180日） 年 月 日 ～ 年 月 日 まで 日間
通院日数	通院日数証明書添付（限度、事故発生日より180日の内90日） 年 月 日 ～ 年 月 日 まで 日
給 付 金 受 取 人	
振 込 先	銀行 支店
	普通 当座
	口座番号 NO _____
	口座名義人
受 理	年 月 日
決 定	年 月 日
支 払	年 月 日
金 額	円

会 長	副会長	副会長	備考

（注意事項）

- 1 請求者は、傷害が治癒、又は事故発生日より181日目以後1ヵ月までに請求する。
- 2 この請求書には、治癒の期間の決定に必要な入院及び通院日数のわかる証明書を添付すること。
- 3 給付対象者の振込先の銀行名、通帳番号、名義人氏名を記入して下さい。

(第13条関係添付書類 様式任意)

入院・通院日数証明書

住 所 瑞穂市

氏 名 様

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日 生

傷 病 名 _____

入院日数 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

通院日数 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
(うち実際に通院した日数 日)

※実際に通院治療を受けた日に○印を付けてください。

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計	日
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計	日
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計	日
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計	日
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計	日
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計	日
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		

以上のとおり入院・通院加療し治癒したことを証する。

令和 年 月 日

証明者
(医療機関)

印

